

第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について（審議のまとめ）【概要】
 （2018年12月14日 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）

参考資料 1 - 1

科学技術・学術審議会 学術分科会
 研究環境基盤部会（第110回）

背景

- 近年、我が国の基礎科学力は、基盤的な研究費の減少、研究時間の減少、若手研究者の雇用の不安定化等を原因として、諸外国に比べ相対的に低下傾向にあり、今後、共同利用・共同研究体制の強化をはじめ、研究力向上に向けた改革を総合的に展開していくことが求められる
- このため、中核的な学術研究拠点である大学共同利用機関が、第4期中期目標期間に向けて、我が国の基礎科学力の復権を牽引するとともに、今日の社会的課題の解決に貢献できるよう、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において2018年5月から審議

取組の方向性

<p><u>I 大学共同利用機関の研究の質の向上</u></p>	<p>(i)法人のガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学共同利用機関を設置・運営する法人(「機構法人」)の機構長のリーダーシップを強化するため、産業界等の外部人材の登用促進や機構長裁量経費を充実 <p>(ii)人的資源の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所属研究者の流動性や多様性を高めるためクロスアポイント制度や年俸制導入を促進 ○ ポストドクターの任期終了後のキャリアパス支援を充実 <p>(iii)物的資源の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい財政状況の下、マネジメントを強化し、保有施設・設備の重点化、関係機関との共用の推進や国際的な共同利用を推進 <p>(iv)機関構成の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学共同利用機関について、12年間の存続を基本とし、学術研究の発展に資するものとなっているか等を、中期目標期間毎に科学技術・学術審議会において、検証 ○ 検証は、審議会が定める「ガイドライン」に基づき実施し、その結果を踏まえ、再編・統合等を含む在り方を検討
<p><u>II 人材育成機能の強化</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合研究大学院大学の人材育成の目的を、「他の大学では体系的に実施することが困難な研究領域や学問分野の研究人材の育成」に特化 ○ 機構法人との組織的な連携を図るため、5法人による「連合体」を設立 ○ 「連合体」では、総合研究大学院大学の主導の下、人材育成に係る方針を決定し、取組を推進
<p><u>III 関係機関との連携</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学共同利用機関が中核を担う分野では、大学共同利用機関が中心となり、大学の共同利用・共同研究拠点等とのネットワークを構築し、スケールメリットを生かした研究基盤を実現 ○ 国は、研究所における自由で多様な活動を尊重しつつ、ネットワーク形成を重点支援 ○ 大学共同利用機関と大学共同利用・共同研究拠点それぞれの特色・強みを生かすため、両者間の移行に向けたプロセスを明確化 ○ 大学共同利用機関のイノベーション創出・地方創生に向けた機能を向上
<p><u>IV 法人の枠組み</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の4機構法人の体制を維持しつつ、法人の枠組みを越えた異分野融合や経営の合理化に取り組むため、4機構法人と国立大学法人総合研究大学院大学で構成される「連合体」を設立 ○ 「連合体」では、i)研究力の強化、ii)大学院教育の充実及びiii)運営の効率化に資する取組を効率的に実施 ○ 2022年度の発足に向けて、管理体制や業務内容等を関係法人が検討し、進捗状況を研究環境基盤部会において確認 ○ 「連合体」発足後も、その成果を定期的に検証し、法人の枠組みや設置する大学共同利用機関の構成について引き続き検討